

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国とニュージーランドとの間の条約の説明書

外
務
省

目次

一 概説	一
1 条約の成立経緯	一
2 締結の意義	一
二 条約の主要な内容	一
1 適用対象及び定義に関する規定	一
2 二重課税の回避等のための規定	二
3 条約の濫用を防止する措置に関する規定	二
4 二重課税の除去の方式に関する規定	二
5 効力発生及び適用	三
6 その他	三
7 議定書	三
三 条約の実施のための国内措置	三
四 条約と現行条約との事項別対照表	四

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、昭和三十八年（千九百六十三年）に効力を生じた現行の日・ニュージーランド租税条約（千九百六十七年に一部改正）の内容を改正するため、平成二十四年（二千十二年）六月から政府間交渉を行ってきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達し、同年十二月十日に東京において、日本側榛葉外務副大臣とニュージーランド側シンクレア駐日大使との間でこの条約の署名が行われた。

2 締結の意義

この条約は、現行の租税条約の内容を全面的に改正するものである。我が国とニュージーランドとの間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得（配当、利子及び使用料）に対する源泉地国課税を更に軽減することとし、特に、一定の親子会社間配当及び一定の主体が受け取る利子について、源泉地国免税としている。また、この条約は、このような軽減措置の拡大と併せ、脱税及び租税回避行為により効果的に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等、現行の租税条約には含まれていない規定を新たに設けるものである。この条約の締結により、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とニュージーランドとの間で課税権の調整が更に図られることとなり、相互に人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文三十二箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「租税」、「者」等の用語を定義するとともに、双方居住者の振分けの方法及び恒久的施設の範囲について規定している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産から取得する所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること（第七条）、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得については、企業の居住地国においてのみ課税することができること（第八条）を規定するとともに、配当、利子及び使用料については、源泉地国での限度税率及び免税（第十条から第十二条まで）を規定している。また、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、給与所得については、役務提供地国における滞在期間が百八十三日を超えないこと等の一定要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができること（第十四条）、法人の役員報酬については、当該法人の居住地国において課税することができること（第十五条）、個人が芸能人等として取得する所得等については、役務提供地国において課税することができること（第十六条）、退職年金については、居住地国においてのみ課税ができること（第十七条）、政府職員の報酬等については、派遣元の国においてのみ課税ができること（第十八条）、学生等が受け取る一定の給付については、滞在地国において免税とすること（第十九条）、匿名組合契約その他これに類する契約に基づく所得及び収益については、当該所得及び収益が生ずる締約国の国内法令に従って課税することができること（第二十条）を規定している。さらに、これらの条に規定されていないその他の所得については、居住地国課税を原則としつつ、源泉地国課税も容認すること（第二十一条）を規定している。

3 条約の濫用を防止する措置に関する規定

この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること（第二十二條）及び取引の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと（第二十三条）を規定している。

4 二重課税の除去の方式に関する規定

この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去することを規定している（第二十四条）。

5 効力発生及び適用

この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることを規定している。また、この条約の適用については、各締約国における税制の現状を反映することについて規定している。（第三十一条）

6 その他

両締約国の企業の間、商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法並びにその場合の課税上の調整方法及び調整の期間制限（第九条）、租税に関する無差別待遇（第二十五条）、条約の規定に適合しない課税についての申立て並びに権限のある当局間での協議及び仲裁手続（第二十六条）、権限のある当局間での租税に関する情報交換の実施（第二十七条）、相手国の租税債権の徴収共助（第二十八条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの条約との関係（第二十九条）等を規定するとともに、この条約の終了（第三十二条）について規定している。

7 議定書

この条約の規定は各締約国の居住者に対する課税に影響を及ぼすものではないこと（議定書1）、「日本国の租税」又は「ニュージーランドの租税」の範囲（議定書2）、一定の配当等については、信託の受託者が条約の特典を受けることができる受益者として取り扱われること（議定書6）、ニュージーランドが、第三国との間で配当免税に係る要件についてより有利な取扱いの規定を含む租税条約を締結した場合には、同じ取扱いを規定するため我が国と交渉を開始すること（議定書7）、ニュージーランド輸出信用事務所がニュージーランド政府の一部であること（議定書9）、ニュージーランドが、第三国との間で金融機関が取得する利子についてより有利な取扱いの規定を含む租税条約を締結した場合には、同じ取扱いを規定するため我が国と交渉を開始すること（議定書11）、条約第二十五条の規定により適用が制限されないニュージーランドの租税に関する法令の規定（議定書15）、相互協議に係る仲裁手続及び補則事項（議定書16）並びに情報の提供を拒否することができる場合（議定書17）について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

四 条約と現行条約との事項別対照表

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
退職年金	芸能人及び運動家	役員報酬	給与所得	財産の譲渡	使用料	利子	配当	関連企業	海上運送及び航空運送	事業利得	不動産所得	恒久的施設	居住者	一般的定義	対象となる租税	対象となる者	事項
第十七条	第十六条	第十五条	第十四条	第十三条	第十二条	第十一条	第十条	第九条	第八条	第七条	第六条	第五条	第四条	第三条	第二条	第一条	条約
第九条	なし	第十条	第十条	なし	なし	なし	第六条	第四条	第五条	第三条	第七条	第二条	第二条	第二条	第一条	なし	現行条約

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
終了	効力発生	見出し	外交使節団及び領事機関の構成員	租税の徴収における支援	情報の交換	相互協議手続	無差別待遇	二重課税の除去	減免の制限	特典の制限	その他の所得	匿名組合	学生	政府職員
第三十二条	第三十一条	第三十条	第二十九条	第二十八条	第二十七条	第二十六条	第二十五条	第二十四条	第二十三条	第二十二条	第二十一条	第二十条	第十九条	第十八条
第十九条	第十九条	なし	第十七条	なし	第十四条	第十六条	第十八条	第十三条	なし	なし	なし	なし	第十二条	第八条